

平成 29 年 8 月 8 日

**消費者支援ネットくまもととRIZAP株式会社との
差止請求に関する協議が調ったことについて**

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 協議の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体であるNPO法人消費者支援ネットくまもと（以下「消費者支援ネットくまもと」という。）が、RIZAPメンバーズクラブ（以下「本件クラブ」という。）を運営するRIZAP株式会社（以下「RIZAP」という。）に対し、本件クラブの会員である消費者がRIZAPとの間で施設・サービス等の利用契約を締結する際に使用される本件クラブの会則（以下「本件会則」という。）について、次に掲げる契約条項（以下「本件契約条項」という。）が消費者契約法第 9 条第 1 号又は第 10 条に規定する消費者契約の条項に該当し無効であるとして、本件会則から本件契約条項を削除することなどを求めた事案である。

(本件契約条項の概要)

- ① 会員の同伴者のビジターが、施設の利用中、RIZAP又は第三者に損害を与えた場合、会員が当該ビジターと連帯して責めを負う。
- ② RIZAPは、会員を除名した場合、当該会員が既に支払った諸費用は、理由のいかんを問わず一切返還しない。
- ③ 本件クラブの閉鎖等により会員の会費支払義務等の債務が軽減されたり免除されたりすることはなく、RIZAPは、会員に対して特別の補償又は賠償を一切行わない。

(2) 結果

平成 29 年 1 月 25 日、RIZAPは、消費者支援ネットくまもとに対し、本件契約条項の削除をするなどの契約条項の改定について連絡した。

これを受けて、平成 29 年 7 月 7 日、消費者支援ネットくまもとは、申入れの趣旨に沿う内容の改定がなされたものとして、R I Z A P に対し、申入れ及び問合せの終了の連絡をした。

2. 適格消費者団体の名称

N P O 法人消費者支援ネットくまもと（法人番号 8330005007958）

3. 事業者等の氏名又は名称

R I Z A P 株式会社（法人番号 2011201014257）

4. 当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第 14 条、第 28 条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9252

URL：<http://www.caa.go.jp/planning/index.html>